

## 飯山市消防団員の処遇等検討委員会（第3回）会議概要

日 時 令和4年10月26日（水）15時30分～

場 所 飯山市役所4階委員会室

出席委員 13名（1名欠席）

### 1 開 会（15:30）

### 2 委員長あいさつ（15:31）

### 3 前回の会議概要（15:32）

- ・検討の方向性を別に記載させていただき、「2. 出動手当」の内容については、補足として「出動手当については、上限を国が示す8,000円/日を基本とするが、時間、半日などの細分化も必要と考える。」としたい。

### 4 会議事項（15:35）

#### （1）消防団員条例定数について（資料1）

《事務局》 資料に基づき説明

《委員》

資料1の③団員の条例定数の検討についての「過去の出動率が3分の1程度であることから3倍で算出した。」とあるが、この出動率とはどのように算出しているのか。

《事務局》

出動した場合、各分団より出動した人員を報告していただいているため、その数字の積み上げを基に算出している。

《副委員長》

資料1の①飯山市消防団の現状の中で第6分団（外様地区）が軽積載車3台に対し、小型動力ポンプが5台となっているがどういうことか。

《事務局》

第6分団で管理している軽積載車に載っていない小型動力ポンプが2台ある。

《副委員長》

各区でも器具置場にまだ使える小型動力ポンプがあるところがあるため、不平等にならないためにも第6分団の小型動力ポンプ要員はカウントすべきでない。

《委員長》

有事の際に小型動力ポンプを他の車に載せて出動は考えられないため、要員からは除いた方がよい。

《委員》

大筋はこの案で良いと思うが、機能別消防団員に年額報酬はわずかでも支給していただきたい。

《事務局》

自主防災組織や機能別消防団員の「機能」の話があったが、事務局からの提案とすると800人くらいの消防団員が必要で現在の実団員が725人のため、機能別消防団員として

OB団員という位置づけで不足分を補うという考え。様々な種類がある機能別分団や団員の検討については今後、消防団で行うこととして、今回は団員確保の手立てとして提案させていただいた。

《副委員長》

機能別消防団員の活動内容をあれこれ考えるよりも団員確保の手立てとして機能別団員をOB団員とし、不足分をカバーしていく提案は良いと思う。

《委員》

地元の分団の部でOB団員がボランティアで予備消防員として活動いただいている方がおり、機能別消防団員の話をしたところ協力的だった。

また、機能別消防団員の役割として水害の際に土のうを積む等の人員が必要なため、活用が考えられる。

《委員》

機能別消防団員について年齢が被る50代から60代の現役団員の差別化をしっかりとっておかないと機能別消防団員に流れる可能性がある。

さらに服装が法被となっているが、一般市民からすると法被を着ている人が消防団という認識がある。

また、年額報酬についても無しで良いと思う。

《委員》

私の区の自主防災組織については、区長も含めた区の役員、民生委員等で構成されており、火災というよりは大雨で市と連携して要支援者の安全を確保することが主眼となっている。

今のところは組長を中心とした報告訓練と地震体験車を使った訓練を実施しており、火災の対応は厳しい。

《委員》

有事の際には自主防災組織と消防団が連携してそれぞれの役割を遂行することが必要。

《委員》

市と消防団と自主防災組織が連携して自主防災組織の活動を活性化するための方策が必要と感じた。

《委員》

条例定数が850人ということだが、資料の活動可能人員と比べるとかけ離れているため、減らした方が良いのでは。

《委員》

今後の人口減少によりポンプ車等の数も今後減っていくとすれば、750人でも良いのではないか。

《委員》

あまり減らすと辞める団員も出てくる。

《委員》

実団員数712人、活動可能団員が658人で条例定数850人に達していない現状を考えると750人でも良いと思うが、それだと辞める団員も出てくるとするとどこに焦点を合わせるかが難しい。

《委員》

団員数が不足している中で機能別消防団員制度を活用して条例定数800人に近づける

ことはこれから人口が減っていくの中で地域を守るために残る人を増やしていくことに繋がるため大切なことだと思う。

《委員》

団員から機能別消防団員の内容について、このようなことをやりたいというような提案はあるか。

《委員》

そういう話はない。

《副委員長》

条例定数を変更する際に年額報酬等の条例改正を一緒にやるため、幽霊団員をどうするかという議論は出てくる。条例定数を実態にあわせて下げ、さらに機能別消防団員を起用し年額報酬等は上げるが、機能別消防団員に係る経費はそこまでではないため、流れは良い。

《委員長》

団員の確保という観点では津南町の消防団で女性分団がある。

《委員》

中野市の消防団も女性分団があり、飯山市の女性団員は市職員が多い。災害があった場合の避難所で避難所担当職員が足りない時に、女性の視点やケアが必要なため、女性団員の確保も課題。

《事務局》

副委員長より小型動力ポンプ要員の関係の話があったが、条例定数は800人ではなく、差し引いた780人でよろしいか。

《各委員》

良いとの意見あり。

《委員長》

条例定数は780人として、不足分は機能別消防団員を起用して条例定数に近づける。

## 5 その他 (16:57)

次回の会議日程

日時：11月21日（月）15時30分～

場所：市役所4階

内容：消防団行事、訓練や区等行事への協力、消防車両運転にかかる体制整備  
消防団員に対する安全装備品等の充実 等

- 今後の検討委員会の日程とすると12月上旬に報告書案の内容の検討を行い、その後、正副委員長から新市長へ提出をする予定

## 6 閉会 (17:00)

## 各検討内容の方向性

### 1. 年額報酬

階級「団員」の年額報酬は国が示す 36,500 円を標準とし、その他の役職は近隣市町村の額を参考にバランスの取れた報酬体系としていく。

ただし、特科隊（機械係、救護隊、警鐘係、ラッパ係）の報酬は現状を鑑み、年額報酬に包含して、支給しない方向としていく。

なお、救護隊、ラッパ隊の個別訓練は訓練手当の中で適用していく。

### 2. 出動手当

出動手当については、上限を国が示す 8,000 円/日を基本とするが、出動内容によっては数時間の場合もあるため、時間、半日などの細分化も必要と考える。

### 3. 年額報酬等の個人支払い

年額報酬、手当は団員個人に直接支払いをしていく。

事情で現在、活動ができない団員の取り扱いについては休職制度を創設するなど柔軟な対応をとることとしていく。

### 4. 消防団員条例定数

消防団員の条例定数については、消防力の整備指針を参考に、各分団に配備されている車両等を最大限活用するための団員数及び管轄地域の実態を踏まえた団員数を確保することから、今後の現役団員の減少も考慮し、780人とすることが望ましい。

### 5. 機能別消防団員制度の導入について

概要については下記のとおりとし、条例定数に対し、不足する部分を補う団員確保にあたっては、OB団員を機能別消防団員として位置づけ導入していく。経費や各部の内情等考慮し、複数年に渡り段階的に確保していく。ドローン分団、女性分団などの機能別分団についても必要性を含め消防団の中で検討されたい。

対象者	原則、消防団経験者（退団者）
活動内容	部内の火災、災害において部長から要請があった場合、出動する。 式典・訓練への参加は免除
所属	部
出動範囲	部の出動範囲内
階級	新たに「機能別団員」を設ける
服装	法被（機能別消防団員文字入り）、長靴、ヘルメット、雨具、防寒着を貸与
補償等	消防団員等公務災害補償、福祉共済あり
出動手当	「基本団員」と同じ額を支給
年 額 報 酬	支給しない（火災、災害（大規模災害を含む）への出動のみのため）
退職報償金	支給しない
その他	階級「団員」から「機能別団員」へ移行する場合、分団長若しくは部長が推薦する。